

用語解説



※1 ニュースポーツ (P.5)

従来の競技スポーツにあるような一定以上の負荷や技術を必要とせず、年齢や体力などにかかわらず誰もが楽しめるスポーツのこと。

ソフトバレーボールやカローリング、ボッチャなどがある。



※2 合理的配慮 (P.5)

障がいのある人が社会の中で直面する困り事やバリア（障壁）を取り除くための調整や変更などの配慮のことで、平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政や事業者等は障がい者から何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められる。

合理的配慮は、行政では既に義務化されていたが、令和6年4月の同法の改正により、民間事業者についても義務化される。



※3 マイ・タイムライン (P.6)

大雨や台風などの自然災害から自分自身を守るための一人一人の防災行動計画のこと。一人一人の家族構成や地域の状況、避難行動する際のリスクを確認し、あらかじめ避難行動を時系列で整理して決めておくもの。



※4 有収率 (P.6)

供給する水量に対し料金収入が得られた水量の割合のこと。この値が高いほど、漏水などによるロスが少なく水道水を供給できている。

※5 水道DX (P.6)

水道事業において、デジタル技術やデータ、AIを活用して、業務の効率化や利便性の向上を図る取組のこと。



※6 法定外公共物 (P.7)

道路、用排水路などの公共物のうち、道路法、河川法などの適用や準用を受けない公共物のこと。昔からのあぜ道やため池などがある。

「パンデミック条約の草案及び国際保健規則改正に係る情報開示等の働きかけを求める陳情」の提出がありました

参政党静岡第6支部から議長に陳情が提出され、令和5年12月8日の民生病院委員会において検討を行いました。

本陳情に対して委員から意見等はありませんでしたが、委員長からは貴重な意見として受け止め、今後も市民の意見や社会情勢等を的確に把握し、議員活動の充実に努めるよう、委員に対し呼びかけがありました。

陳情の詳細はこちらを御覧ください。



陳情とは、特定の事項について利害関係のあるものが、議会に実情を訴え、措置を要望することです。

一般質問の日程を公表します

沼津市議会では11月定例会から、一般質問の登壇者ごとの大まかな日程をホームページにて公表し、市民の皆様が傍聴しやすい環境づくりを進めております。

本会議はどなたでも傍聴できます。ぜひ、議場にお越しただぎ、議会を身近に感じてみませんか。

また、市議会ホームページのインターネット中継では、本会議のライブ中継のほか、過去の録画映像を配信しています。ぜひ御覧ください。

興味のあることがいつ聞けるのか分かりやすくなったわ♪



選挙で投票した議員さんの一般質問を直接見に行こう！

